

宮城県公報

行 政 官 公 報
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

- 行政組織規則の一部を改正する規則 (人事課) 一
○事務委任規則の一部を改正する規則 (同) 二
○財務規則の一部を改正する規則 (会計課) 二

訓 令 甲

- 事務決裁規程の一部を改正する訓令 (人事課) 二
○出納事務決裁規程の一部を改正する訓令 (会計課) 三

告 示

- 産業廃棄物処理施設の設置の許可申請 (廃棄物対策課) 三
○保安林の指定施業要件の変更の予定 (森林整備課) 四
○所在地を確知できない建設業者の申出 (事業管理課) 四
○出納事務の委任等に関する規程の一部を改正する告示 (会計課) 四

公 告

- 開発行為に関する工事の完了(三件) (建築宅地課) 七
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (警察本部会計課) 八

企 業 局

- 総務部総務事務管理課の職員に関する規程 一〇
○企業局処務規程の一部を改正する管理規程 一〇

議 会

- 宮城県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令 一〇
○宮城県教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則 一一

教育委員会

- 宮城県教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則 一一

ページ

- 事務決裁規程の一部を改正する訓令 一一
人事委員会

- 人事委員会規則二一九(人事委員会の権限に属する事務の一部を委任する規則) 一二
○人事委員会規則七一一(寒冷地手当)の一部を改正する規則 一三

- 人事委員会規則七一九九(扶養手当)の一部を改正する規則 一三
○人事委員会規則七二〇六(単身赴任手当)の一部を改正する規則 一三

- 人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令 一四
監査委員

- 宮城県監査委員の権限に属する事務の委任に関する規則 一四

規 則

行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年七月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十六号

行政組織規則の一部を改正する規則

行政組織規則(昭和三十五年宮城県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

- 第十一条職員厚生課の分掌事務の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同条総務事務管理課の分掌事務の項第二号中「部に所属する」を削り、「報酬及び賃金」を「及び報酬」に改め、同項に次の三号を加える。

三 職員の児童手当に関すること。

四 給与システムに関すること。

五 旅費に係る会計事務の指導に関すること。

第十一条の二復興・危機管理総務課の分掌事務の項中第五号から第七号までを削る。

第十二条デジタルみやぎ推進課の分掌事務の項第十一号中「・給与」を削る。

第十六条みやぎ米推進課の分掌事務の項中第十三号を第十四号とし、第十号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十 持続的農業の推進に関すること。

第十九条会計課の分掌事務の項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十二号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十一条の第三項中第七号を削り、第八号を第七号とし、同条第四項を削る。
別表第二宮城県障害を理由とする差別の解消のための調整委員会の項中「令和三年宮城県条例第十八号」を「令和三年宮城県条例第三十一号」に改める。

附 則

この規則は、令和五年八月一日から施行する。

事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年七月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十七号

事務委任規則の一部を改正する規則

事務委任規則（昭和三十五年宮城県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。
第二条の三第二号中「交付決定等」の下に「旅費に係るもの」を加える。

附 則

この規則は、令和五年八月一日から施行する。

財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年七月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十八号

財務規則の一部を改正する規則

財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）の一部を次のように改正する。

第七十七条中「及び県議会議員の議員報酬等に関する条例」を「、県議会議員の議員報酬等に関する条例」に改め、「平成十二年宮城県条例第九十五号」の下に「及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」を加え、「特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例第七号第一項に規定する委員等の給与を除く。」を削る。

第七十八条中「〔議員報酬〕を〔報酬〕に、〔出納局会計課長〕を〔総務部総務事務管理課長〕に改める。

第七十九条第一項及び第二項を次のように改める。

職員等の旅費に関する条例第四条第一項に規定する旅行命令権者（特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例及び県議会議員の議員報酬等に関する条例の規定により職員の例によ

ることとされる場合において旅行命令等を発する者を含む。以下単に「旅行命令権者」という。）のうち別に定める者は、特例計算（電子情報処理組織によらない旅費額の計算をいう。）により旅費額を算定する必要がある場合は、旅行命令（依頼）票（特例計算用）を総務部総務事務管理課長に送付しなければならない。

2 前項の規定により送付された旅行命令（依頼）票（特例計算用）を受領した総務部総務事務管理課長は、旅行命令等を確認し、旅費額を算定するものとする。

第二百六条第二項及び第三項中「出納局会計課長」を「総務部総務事務管理課長」に改める。

附 則

この規則は、令和五年八月一日から施行する。

訓 令 甲

○宮城県訓令第二十号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年七月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和三十五年宮城県訓令甲第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「。」の下に「及び班長を命ぜられた職にある者（総務部総務事務管理課に限る。）」を加える。

附則第七項を削る。

別表第一各課長の専決事項の項第二号中「旅費出納員その他の」を削り、同項第十八号及び第十九号を削り、第二十号を第十八号とし、第二十一号から第四十三号までを二号ずつ繰り上げる。

別表第一各総括課長補佐の専決事項の項第一号中へを削り、トをへとし、同項第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号から第十一号までを二号ずつ繰り上げる。

別表第一職員厚生課長の専決事項の項第二号を削り、第三号を第二号とする。

別表第一総務部長の職員厚生課に係る専決事項の項及び同表職員厚生課長の専決事項の項の次に次のように加える。

総務事務管理課

総務事務管理課長

出納員（次席の出納員を含み、総務部に置） 一 非常勤職員、会計年度任用職員、臨時職員

かれる出納員に限る。)の任免

- 等 等の報酬、給料、手当及び費用弁償並びに職員の旅行命令に係る支出負担行為及び支出命令
- 二 職員 職員の扶養手当、住居手当、通勤手当、單身赴任手当及び児童手当の認定又は決定
- 三 旅費 旅費出納員の任免

別表第一各所長の専決事項の項第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号から第二十四号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第三各地域事務所長の専決事項の項第二号中「交付決定等」の下に、「旅費に係るもの」を加える。

附 則

この訓令は、令和五年八月一日から施行する。

○宮城県訓令第二十一号

出納事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年七月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

出納事務決裁規程の一部を改正する訓令

出納事務決裁規程(昭和六十年出納長訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「代わつて」を「代わつて」に改める。

第五条第一項第一号イを次のように改める。

イ 報酬(特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十六年宮城県条例第一号)第七條第一項の規定により支給されるもの(公安委員会に係るものに限る。)、附属機

関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十九号)第二條又は第五條の規定により支給されるもの(社会保険料及び雇用保険料の自己負担分

に相当する額を除き、同条例第五條の規定により支給される報酬にあつては、警察本部(宮城

県警察組織規則(昭和三十七年宮城県公安委員会規則第二号)第二條第一号の警察本部をいう。

以下同じ。)に属する職員に支給されるものに限る。並びに会計年度任用職員の給与並びに旅

費及び費用弁償に関する条例(令和元年宮城県条例第四十八号)以下「会計年度任用職員給与

条例」という。)第四條第一項の規定により警察本部に属する職員に支給されるもの(社会保

険料及び雇用保険料の自己負担分に相当する額を除く。)に限る。給料(会計年度任用職員

給与条例第七條又は第十五條の規定により警察本部に属する職員に支給されるもの(社会保

険料、雇用保険料及び地方公務員共済組合掛金等に相当する額を除く。)に限る。退職手当、

児童手当、共済費(都道府県議会議員共済会負担金、地方公務員法(昭和二十五年法律第二

六十一号)第五十二條に規定する職員団体の事務に専ら従事する職員である組合員等に係る地

方職員共済組合負担金(育児休業手当金、介護休業手当金及び基礎年金拠出金に限る。)、地方

職員共済組合事務費負担金及び地方公務員災害補償基金負担金に限る。)、災害補償費、報償費、

交際費、需用費(食糧費に限る。)、使用料及び賃借料、扶助費、積立金、寄附金並びに繰出金

に係る支出執行

第七条第一号を次のように改める。

一 次に掲げる者に係る社会保険料、雇用保険料及び地方公務員共済組合掛金等の支出執行

イ 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例別表に掲げる附属機関の

構成員又は同条例第五條第一項に規定する嘱託員等のうち警察本部に属する職員(この号に

おいて「附属機関の構成員等」という。)

ロ 警察本部に属する会計年度任用職員

第七条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号

を加える。

二 恩給及び退職年金、旅費(会計年度任用職員給与条例第五條の規定により費用弁償として支

給されるもの、附属機関の構成員等に支給されるもの及び職員以外の者に支給されるものに限

る。)、需用費(一件三十万円未満の食糧費に限る。)、役務費並びに公課費に係る支出執行

附 則

この訓令は、令和五年八月一日から施行する。

○宮城県告示第五百十八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)以下「法」という。)第十

五條第一項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があつたので、産業廃棄物処理施設

等の設置及び維持管理に関する指導要綱(平成十年宮城県告示第七百三十七号)以下「要綱」という。)

第三十條第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二條第一項の規定により意見を

提出することができる。

令和五年七月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

告 示

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名
1 名称 有限会社久光組

2 所在地 宮城県栗原市志波姫北郷十文字六十六番地五
3 代表者の氏名 代表取締役 久光 伸夫

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宮城県大崎市鹿島台広長字石川原一番甲七番地外4筆

三 産業廃棄物処理施設の種別

破砕施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第八の二号）

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

五 申請年月日

令和五年六月二十三日

六 縦覧場所等

1 縦覧場所 北部保健福祉事務所（大崎保健所）

2 縦覧期間 令和五年七月二十八日から令和五年八月二十八日まで（午前八時三十分から午後五時十五分まで）

七 意見書の提出期限等

1 提出期限 令和五年九月十一日

2 提出場所 北部保健福祉事務所（大崎保健所）

3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに対象施設の名称（日本語により記載すること。）

○宮城県告示第五百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和五年七月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所

大崎市（次の図に示す部分に限る。）、大崎市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施設要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）並びに大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第五百二十号

次の建設業者については、その営業所の所在地を確知できないので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の二第一項の規定により告示する。

この告示の日から三十日を経過しても申出がないときは、建設業の許可を取り消すことがある。

令和五年七月二十八日

一 商号又は名称等

宮城県知事 村 井 嘉 浩

商号又は名称及び代表者の氏名 株式会社神工 佐藤 一也	主たる営業所の所在地 柴田郡柴田町北船岡一丁目五―二十	建設業許可番号 （宮城県知事許可） 第二万二千八号
-----------------------------------	--------------------------------	---------------------------------

二 申出先

宮城県土木部事業管理課建設業振興・指導班

所在地 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

電話 〇二二―二二―一三二一六（直通）

○宮城県告示第五百二十一号

出納事務の委任等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年七月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

出納事務の委任等に関する規程の一部を改正する告示

出納事務の委任等に関する規程（昭和六十年宮城県告示第三百五十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第二条、第三条関係）

出納員	出納員に委任させる事項	出納員から委任させる会計職員	会計職員に委任させる事項
一 総務部 総務事務 管理課長	1 報酬（会計年度任用職員）の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年宮城県条例第四十八号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。）第四条（警察本部（宮城県警察組織規則（昭和三十七年宮城県公安委員会規則第二号）第二条第一号の警察本部をいう。以下同じ。）、地方公所の指定（平成十二年宮城県告示第四百九号）第一号に指定する地方公所（以下「警察署」という。）、県立学校条例（昭和三十九年宮城県条例第十六号）第四条、第四条の二及び第五条に規定する学校（以下「県立学校」という。）に係るものを除く。）、特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十六年宮城県条例第一号）第七条（公安委員会に係るものを除く。）並びに附	旅費出納員 総務事務管理課の旅費出納員に任命された者	旅費（職員（職員等の旅費に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第三十号）第二条第一項第一号に規定する職員をいう。）に支給するもの（財務規則第二条第一号に規定する本庁又は第二号に規定する地方公所の予算から支給するもの）をいう。ただし、会計年度任用職員給与条例第五条の規定による費用弁償を除く。）に限る。以下同じ。）に係る支出負担行為の確認、支出命令の審査及び支出執行（議会議務局総務課、警察本部総務部会計課、警察署、教育事務所（県費負担教職員に係るものに限る。）及び県立学校に係るものを除く。）

属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第六十九号）第二条又は第五条（同条例第五条の規定により支給するものにあつては、県立学校、警察本部及び警察署に係るものに限る。）の規定により支給する報酬を除く。）、給料（会計年度任用職員給与条例第七条又は第十五条の規定により支給する県立学校、警察本部及び警察署に係る者の給料を除く。）、職員手当等（退職手当、児童手当を除く。）、共済費（都道府県議会議員共済会負担金、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条の職員団体の事務に専ら従事する職員である組合員等に係る地方職員共済組合負担金（育児休業手当金、介護休業手当金及び基礎年金拠出金に限る。）、地方職員共済組合事務費負担金、地方公務員災害補償基金負担金を除く。）（以下「給与等」という。）に係る支出負担行為の確認、支出命令の審査及び支出執行

2 旅費に係る支出負担

		二 出納局 会計課長			
		1 本庁における次の事務 歳計現金（現金に代 えて納付される証券を 含む。以下同じ。）の 収納、保管及び還付 （県税、地方法人特別 税及びこれらに係る徴 収金（以下「県税等」 という。）に係るもの に限る。） 2 歳入歳出外現金（現 金に代えて納付される 証券を含む。以下同 じ。）の出納（払出し にあつては、入札保証 金で即日返還するもの 及び県税等に係るもの に限る。） 3 旅費に係る支出負担 行為の確認、支出命令 の審査及び支出執行		行為の確認、支出命令 の審査及び支出執行 （議会議務局総務課、 警察本部総務部会計 課、警察署、宮城県教 育委員会行政組織規則 （昭和四十一年宮城県 教育委員会規則第四 号）第二十條に規定す る教育事務所（市町村 立学校職員給与負担法 （昭和二十三年法律第 百三十五号）第一條及 び第二條に規定する職 員（以下「県費負担教 職員」という。）に係 るものに限る。）及び 県立学校に係るものを 除く。）	
		一 現金 取扱員			
3 旅行命令		2 総務部税 務課の現金 取扱員に任 命された者		1 本庁各課 の現金取扱 員に任命さ れた者（2 に掲げる者 を除く。）	
所屬の課の所掌に属する		現金（県税等に係るもの に限る。）の収納		所屬の課の所掌に属する 次の事務 1 歳計現金（県税等に係 るものを除く。）の収納 （財務規則第三十七條の 二の規定による現金の領 収を除く。） 2 釣銭又は両替金用現金 の保管 3 歳入歳出外現金（県税 等に係るものを除く。） の出納（払出しにあつて は、入札保証金で即日返 還するものに限る。）	
四 各地方 公所（教 育委員会 の次事務		三 出納局 契約課長			
1 歳計現金の出納及び		1 本庁における次の事務 物品の出納、保管及 び記録管理 2 占有動産（地方自治 法（昭和二十二年法律 第六十七号）第二百三 十九条第五項に規定す る占有動産をいう。以 下同じ。）の出納、保 管及び記録管理			
一 現金 取扱員		物品取 扱員		二 還付 取扱員	
1 地方公所 の現金取扱 員に任命さ		出納局契約 課の物品取扱 員に任命され た者		総務部税務 課の還付取扱 員に任命され た者	
1 歳計現金（県税等に係		1 物品の出納、保管及び 記録管理 2 占有動産の出納、保管 及び記録管理		所屬の課の所掌に属する 次の事務 1 県税等に係るものの還 付 2 歳入歳出外現金（県税 等に係るものに限る。） の払出	
				4 旅行命令 により下記 の収納を命 ぜられた職 員（徴税吏 員を除く。） の収納 現金（県税等に係るもの に限る。）の収納	
				により下記 の収納を命 ぜられた職 員（徴税吏 員を除く。） の収納 現金（県税等に係るもの を除く。）の収納	

<p>の地方機 関及び教 育機関並 びに警察 署を除 く。の庶 務を掌理 する総括 次長(こ れに相当 する職を 置かない 地方公所 にあつて は、地方 公所長の 次席の職 員)及び 契約担当 を命ぜら れた総括 次長、東 京事務所 の出納事 務を担当 する副所 長、農業 大学の 出納事務 を担当す る副校 長、教育 委員会の 各地方機 関及び各 教育機関 (県立学 校を除 く)の総 括次長、 県立学校</p>	<p>保管 2 歳入歳出外現金の出 納 3 有価証券(公有財産 又は基金に属するもの を含む。)の出納及び 保管 4 物品の出納、保管及 び記録管理 5 占有動産の出納、保 管及び記録管理 6 支出負担行為の確認 支出命令の審査及び支 出執行(給与等に係る ものを除き、旅費にあ つては、警察署、教育 事務所(県費負担教職 員に係るものに限る。) 及び県立学校に係るも のに限る。)</p>	<p>れた者(2 に掲げる者 を除く。) 2 釣銭又は両替金用現金 の保管 3 歳入歳出外現金(県税 等に係るものを除く。) の出納(払出しにあつて は、入札保証金で即日返 還するものに限る。)</p>	<p>るものを除く。)の収納 2 釣銭又は両替金用現金 の保管 3 歳入歳出外現金(県税 等に係るものを除く。) の出納(払出しにあつて は、入札保証金で即日返 還するものに限る。)</p>	<p>現金(県税等に係るもの に限る。)の収納 2 釣銭又は両替金用現金 の保管</p>	<p>3 旅行命令 により下記 の収納を命 ぜられた職 員(徴税吏 員を除く。)</p>	<p>三 還付 取扱員 の還付取扱員 に任命された 者</p>	<p>二 物品 取扱員 地方公所の 物品取扱員に 任命された者</p>	<p>4 旅行命令 により下記 の収納を命 ぜられた徴 税吏員又は 税務嘱託員</p>	<p>3 旅行命令 により下記 の収納を命 ぜられた職 員(徴税吏 員を除く。)</p>	<p>2 県税事務 所の現金取 扱員に任命 された者</p>	<p>1 現金(県税等に係るも のに限る。)の収納 2 釣銭又は両替金用現金 の保管</p>
---	---	---	---	--	--	---	---	---	--	--	--

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和五年七月二十八日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる
地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
黒川郡大衡村大瓜字平場二十三番百三十八
二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
仙台市太白区東中田二丁目九番二十一十号
コーポ大泉二〇二
藤原 晃

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工

公 告

この告示は、令和五年八月一日から施行する。

附 則

<p>の事務部 長、事務 室長又は 事務長並 びに各警 察署の副 署長又は 次長(会 計官又は 副参事を 置く警察 署にあつ ては、会 計官又は 副参事 (会計課 長を兼務 する場合 を除く。)</p>	<p>の払出し</p>
---	-------------

区)に係る開発行為は、その工事を完了した。
令和五年七月二十八日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
黒川郡大衡村大衡字海老沢十八番一の一部、二十六番二、二十九番三、三十三番一、四十四番一、四十七番、四十八番一、五十一番一、五十二番一、五十二番二、五十二番四の一部、十八番二地先水の一部、五十一番一地先道の一部
名古屋市名東区一社三丁目七番地
株式会社ユニホー

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

〇都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。
令和五年七月二十八日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
黒川郡大和町吉岡東二丁目一番六
黒川郡大衡村駒場字彦右衛門橋百四番地六
熊田建業株式会社

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

〇政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
令和五年七月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 宮城県警察文書管理サーバ賃貸借 一式
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 令和六年三月一日から令和十一年二月二十八日まで
- 4 履行場所 宮城県警察本部総務部情報管理課
- 二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項
- 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴力法」という。第二十条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力法第二十条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)

入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力法第二十条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)

の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請をする前に、導入予定の文書管理システムソフトウェアについて、発注者から、仕様書別紙2「文書管理システム機能要件」を満たすことの確認を受け、承認を得ていること。

9 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者が入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一 号 電話〇二二二二二一三三三五)へ令和五年八月九日(水)午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 担当課

〒九八〇一八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一 号

宮城県警察本部総務部会計課調度係(電話番号〇二二二二二一七七一、内線二二三二)

2 入札説明書等の交付方法

この入札公告が掲載された物品等電子調達システムからダウンロードできる。

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより令和五年八月三十日(水)までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、令和五年九月十三日(水)午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて1宛て必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 令和五年九月十四日(木) 午前九時三十分

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一 号 宮城県警察本部庁舎地下一階入札室
入札に参加することができない者
二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者
五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十八条第一項第三号の規定により、免除とする。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、同第九十七条の入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

3 契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第一百三十三条及び第一百四十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の賃貸借料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度に渡る履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Place and deadline for submitting bid form : Supplies Section, Accounting Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters September 13, 2023, 5 : 00 pm.

- 2 Item/Service Required : Lease of document management server for Miyagi Prefectural Police - 1 set
- 3 Date and Place of Bid Selection : the Bidding Room, Miyagi Prefectural Police Headquarters September 14, 2023, 9 : 30 am.
- 4 Contact : Supplies Section, Accounting Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan Tel. 022-221-7171 Ext. 2232

企業局

○宮城県企業局管理規程第八号

総務部総務事務管理課の職員に関する規程を次のように定める。

令和五年七月二十八日

宮城県公営企業管理者 佐 藤 達 也

総務部総務事務管理課の職員に関する規程

総務部総務事務管理課（行政組織規則（昭和三十五年宮城県規則第七十六号）第九条の表総務部の項に規定する総務事務管理課をいう。）の職に補され、当該課に勤務を命ぜられ、又は当該課において担当を命ぜられた者で、企業局職員の諸手当認定等を担当する者は、その辞令をもって、宮城県企業局の職員その他その者のある職に相当する企業局の職に併任されたものとする。

附則

この管理規程は、令和五年八月一日から施行する。

○宮城県企業局管理規程第九号

企業局処務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和五年七月二十八日

宮城県公営企業管理者 佐 藤 達 也

企業局処務規程の一部を改正する管理規程

企業局処務規程（昭和四十九年宮城県企業局管理規程第二号）の一部を次のように改正する。
第三条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「別表第三」を「別表第四」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 総務部総務事務管理課（行政組織規則（昭和三十五年宮城県規則第七十六号）第九条の表総務部の項に規定する総務事務管理課をいう。）の課長（以下「総務事務管理課長」という。）は、別表第

三に掲げる事務について、事務決裁規程（昭和三十五年宮城県訓令甲第二十四号。以下「事務決裁規程」という。）の例により専決することができる。

第五条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 第三項から前項までの規定にかかわらず、企業局職員の諸手当認定等を担当するものとして総務事務管理課長が指定した総括課長補佐及び担当班の班長を命ぜられた職にある者は、別表第三に掲げる事務について、事務決裁規程の例により代決することができる。

第七条第二項中「第三条第四項」を「第三条第五項」に改める。

第十一条第二項中「別表第四」を「別表第五」に改める。

別表第二公営事業課長の項第一号中レを削り、ソをソとし、ツをソとし、同号ネ中「第三条第二項」を「第三条第三項」に改め、同号中ネをツとする。

別表第二各総括課長補佐の項第一号中へを削る。

別表第二各所長の項第一号中ヲを削る。

別表第四を別表第五とし、別表第三を別表第四とし、別表第二の次に次の別表を加える。

別表第三（第三条関係）

総務事務管理課長

企業局の職員の扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の認定又は決定

附則

この管理規程は、令和五年八月一日から施行する。

議 会

○宮城県議会訓令甲第六号

宮城県議会議事事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年七月二十八日

宮城県議会議長 菊 地 恵 一

宮城県議会議事事務局処務規程の一部を改正する訓令

宮城県議会議事事務局処務規程（昭和五十一年宮城県議会議訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。
第四条第五項中「同条第一項から第三項」を「第一項から第三項まで」に改め、同条の次に次の一項を加える。

（職及び職務の併任）

第四条の二 総務事務管理課（行政組織規則（昭和三十五年宮城県規則第七十六号）の職に補され、当該課に勤務を命ぜられ、又は当該課において担当を命ぜられた者で、職員の諸手当認定等を担当

する者は、辞令を用いることなくその者のある職に相当する事務局の職に併任されたものとする。

第五条中「前条」を「第四条」に改める。

第八条第二項中第十九号を削り、第二十号を第十九号とし、第二十一号から第二十五号までを二号ずつ繰り上げる。

第八条の二第二項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第九条の次に次の一条を加える。

(諸手当の認定又は決定)

第九条の二 総務事務管理課の課長は、職員の扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の認定又は決定について専決することができる。

2 総務事務管理課の課長に事故があるときは、職員の諸手当認定等を担当するものとして、総務事務管理課の課長が指定した総括課長補佐又は担当班の班長を命ぜられた職にある者は、事務決裁規程（昭和三十五年宮城県訓令甲第二十四号）の例により代決することができる。

第十条中「前条」を「前二条」に改める。

附則

この訓令は、令和五年八月一日から施行する。

教育委員会

宮城県教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則をここに公布する。

令和五年七月二十八日

宮城県教育委員会

○宮城県教育委員会規則第十二号

宮城県教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条の七の規定に基づき、宮城県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務のうち、宮城県教育庁及び教育機関（学校を除く。）に勤務する職員（以下「職員」という。）に係る事務の委任に関し必要な事項を定めるものとする。

(総務部総務事務管理課長への委任)

第二条 総務部総務事務管理課長（以下「総務事務管理課長」という。）に、次の各号に掲げる事務を委任する。

一 人事委員会規則七―九十九（扶養手当）の施行に関する次の事務

イ 第四条第一項の規定により、届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定すること。

ロ 第四条第二項の規定により、扶養手当の支給に関する事項を扶養手当認定簿に記載すること。

ハ 第四条第三項の規定により、扶養の事実等を証明するに足る書類の提出を求めること。

ニ 第五条の規定により、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号。以下「給与条例」という。）第十条第二項の扶養親族たる要件を具備しているかどうか及び扶養手当の月額が適正であるかどうかを確認すること。

二 人事委員会規則七―六十一（住居手当）の施行に関する次の事務

イ 第五条第一項の規定により、住居届を受理すること。

ロ 第六条の規定により、届出に係る事実を確認し、及び住居手当の月額を決定し、又は改定すること。

ハ 第九条の規定により、給与条例第十一条の六第一項の職員たる要件を具備しているかどうか及び住居手当の月額が適正であるかどうかを確認すること。

三 人事委員会規則七―三十八（通勤手当）の施行に関する次の事務

イ 第三条の規定により、通勤届を受理すること。

ロ 第四条の規定により、届出に係る事実を確認し、及び通勤手当の月額を決定し、又は改定すること。

ハ 第十七条の規定により、給与条例第十一条の七第一項の職員たる要件を具備しているかどうか及び通勤手当の月額が適正であるかどうかを確認すること。

四 人事委員会規則七―百六（単身赴任手当）の施行に関する次の事務

イ 第七条第一項の規定により、単身赴任届を受理すること。

ロ 第八条の規定により、届出に係る事実を確認し、及び単身赴任手当の月額を決定し、又は改定すること。

ハ 第十条第一項の規定により、給与条例第十一条の八第一項又は第三項の職員たる要件を具備しているかどうか及び単身赴任手当の月額が適正であるかどうかを確認すること。

ニ 第十条第二項の規定により、配偶者等との別居の状況を証明するに足る書類の提出を求めること。

五 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年宮城県条例第四十八号）第五条の規定により、通勤に係る費用弁償の額を決定し、又は改定すること（これらに係る通勤届の受理及び事後の確認を含む。）。

(報告の徴収等)

第三条 この規則により委任した事務について、教育委員会において必要と認める場合は、報告を徴

取し、又は必要な指示をすることがある。
2 教育委員会は、特に必要と認めるときは、この規則に基づき委任する事務を自ら処理することができる。この場合において、教育委員会は、あらかじめ、その旨を告示する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年八月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則施行の際、第二条各号に掲げる事務に関して教育委員会に対して行つた届出その他の行為及び第二条各号に掲げる事務に関して教育委員会が行つた認定その他の行為は、総務事務管理課長に対して行つた届出その他の行為及び総務事務管理課長が行つた認定その他の行為とみなす。

○宮城県教育委員会訓令第10号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年七月二十八日

宮城県教育委員会

教育長 佐 藤 靖 彦

事務決裁規程の一部を改正する訓令

第一条 事務決裁規程(昭和四十二年宮城県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表第一号6(2)中「に限る。」の下に「三一を除き」を加え、同表第三号1中「旅行命令」の下に「旅費の支給を伴わないものを除く。」を加え、「その」を「旅行の」に改め、同号1(1)中「課長」の下に「の職にある者」を加え、1(2)中「相当する職」の下に「にある者」を、「総括課長補佐」の下に「の職にある者」を加え、3を4とし、2を3とし、1を2とし、1として次のように加える。

1 旅行命令(旅費の支給を伴わないものに限る。)

(1) 教育長に相当する職にある者(副教育長の職を兼ねる者に限る。)、副教育長の職にある者、副教育長に相当する職にある者(課長の職を兼ねる者を除く。)

副教育長

及(2) 副教育長に相当する職にある者(課長の職を兼ねる者に限る。)、課長の職にある者、課長に相当する職(庁に置かれる職に限る。)

に(1)及び(2)以外の所属職員

課長

括課長補佐の職を兼ねる者に限る。)、課長に相当する職(課に置かれる職に限る。)

総括課長補佐

第二条 事務決裁規程(昭和四十二年宮城県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表第一号6(2)中「三一」を「二一」に改め、同表第二号を削り、同表第三号を第二号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第二第一号の表第三号1中「扶養手当」を「学校の職員の扶養手当」に改め、同号1専決者欄中「所長等」を「校長」に改める。

附 則

この訓令は、令和五年八月一日から施行する。ただし、第一条の規定は令和五年七月二十八日から施行する。

人事委員会

人事委員会規則二十九(人事委員会の権限に属する事務の一部を委任する規則)をここに公布する。

令和五年七月二十八日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

○人事委員会規則二十九

人事委員会の権限に属する事務の一部を委任する規則

人事委員会は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)に基づき、この規則を制定する。

(趣旨)

第一条 この規則は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百八十条の七の規定に基づき、人事委員会の権限に属する事務の委任に関し必要な事項を定めるものとする。

(総務部総務事務管理課長への委任)

第二条 総務部総務事務管理課長(以下「総務事務管理課長」という。)に、次に掲げる事務を処理する権限を委任する。

一 人事委員会規則七十九(扶養手当)の施行に関する次の事務

イ 第四条第一項の規定による届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定すること。

ロ 第四条第二項の規定による扶養手当の支給に関する事項を扶養手当認定簿に記載すること。

ハ 第四条第三項の規定による扶養の事実等を証明するに足る書類の提出を求めること。

二 第五条の規定による給与条第十條第二項の扶養親族たる要件を具備しているかどうか等を
確認すること。

二 人事委員会規則七―六十一（住居手当）の施行に関する次の事務

イ 第五条第一項の規定による住居届を受理すること。

ロ 第六条の規定による届出に係る事実の確認及び住居手当の月額決定又は改定すること。

ハ 第九条の規定による給与条第十條第一項の職員たる要件を具備しているかどうか等
を確認すること。

三 人事委員会規則七―三十八（通勤手当）の施行に関する次の事務

イ 第三条の規定による通勤届を受理すること。

ロ 第四条の規定による届出に係る事実の確認及び通勤手当の額の決定又は改定すること。

ハ 第十七条の規定による給与条第十條第一項の職員たる要件を具備しているかどうか
等を確認すること。

四 人事委員会規則七―百六（単身赴任手当）の施行に関する次の事務

イ 第七条第一項の規定による単身赴任届を受理すること。

ロ 第八条の規定による届出に係る事実の確認及び単身赴任手当の月額決定又は改定すること。

ハ 第十条第一項の規定による給与条第十條第一項又は第三項の職員たる要件を具備し
ているかどうか等を確認すること。

ニ 第十条第二項の規定による配偶者等との別居の状況等を証明するに足る書類の提出を求め
ること。

（報告の徴収）

第三条 この規則により委任する事務について、人事委員会において必要があると認める場合は、報
告を徴し、又は必要な指示をすることができる。

2 人事委員会は、特に必要があると認めるときは、この規則に基づき委任する事務を自ら処理す
ることがある。この場合において、人事委員会は、あらかじめ、その旨告示する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年八月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則施行の日前に人事委員会に対して行った届出その他の行為及び人事委員会がした認定そ
の他の行為は、総務事務管理課長に対して行った届出その他の行為及び総務事務管理課長がした認
定その他の行為とみなす。

人事委員会規則七―一（寒冷地手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年七月二十八日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

○人事委員会規則七―一―四十四

人事委員会規則七―一（寒冷地手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委
員会規則七―一（寒冷地手当）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「任命権者」の下に「その委任を受けた者を含む。次項において同じ。」を加える。

附 則

この規則は、令和五年八月一日から施行する。

人事委員会規則七―九十九（扶養手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年七月二十八日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

○人事委員会規則七―九十九―七

人事委員会規則七―九十九（扶養手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委
員会規則七―九十九（扶養手当）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「任命権者」の下に「その委任を受けた者を含む。以下同じ。」を加える。

附 則

この規則は、令和五年八月一日から施行する。

人事委員会規則七―百六（単身赴任手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年七月二十八日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

○人事委員会規則七―百六―十四

人事委員会規則七―百六（単身赴任手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七―百六（単身赴任手当）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「任命権者」の下に「（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）」を加える。

附 則

この規則は、令和五年八月一日から施行する。

○宮城県人事委員会訓令第3号

人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年七月二十八日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

人事委員会事務局処務規程（昭和五十年宮城県人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第一課長の項第一号中ノを削り、オをノとし、同表総括課長補佐の項第一号へ及び同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とする。

附 則

この訓令は、令和五年八月一日から施行する。

監 査 委 員

○宮城県監査委員規則第一号

宮城県監査委員の権限に属する事務の委任に関する規則をここに公布する。

令和五年七月二十八日

宮城県代表監査委員 成 田 由加里

宮城県監査委員の権限に属する事務の委任に関する規則

（趣旨）

第一条 この規則は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条の七の規定に基づき、宮城県監査委員の権限に属する事務の委任に関し必要な事項を定めるものとする。

（総務部総務事務管理課長への委任）

第二条 総務部総務事務管理課長（以下「総務事務管理課長」という。）に、次に掲げる事務を処理

する権限を委任する。

一 人事委員会規則七―九十九（扶養手当）の施行に関する次の事務

イ 第四条第一項の規定による届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定すること。

ロ 同条第二項の規定による扶養手当の支給に関する事項を扶養手当認定簿に記載すること。

ハ 同条第三項の規定による扶養の事実等を証明するに足る書類の提出を求めること。

二 第五条の規定による職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号。以下「給与条例」という。）第十条第二項の扶養親族たる要件を具備しているかどうか等を確認すること。

二 人事委員会規則七―六十一（住居手当）の施行に関する次の事務

イ 第五条第一項の規定による住居届を受理すること。

ロ 第六条の規定による届出に係る事実の確認及び住居手当の月額決定又は改定すること。

ハ 第九条の規定による給与条例第十一条の六第一項の職員たる要件を具備しているかどうか等を確認すること。

三 人事委員会規則七―三十八（通勤手当）の施行に関する次の事務

イ 第三条の規定による通勤届を受理すること。

ロ 第四条の規定による届出に係る事実の確認及び通勤手当の額の決定又は改定すること。

ハ 第十七条の規定による給与条例第十一条の七第一項の職員たる要件を具備しているかどうか等を確認すること。

四 人事委員会規則七―百六（単身赴任手当）の施行に関する次の事務

イ 第七条第一項の規定による単身赴任届を受理すること。

ロ 第八条の規定による届出に係る事実の確認及び単身赴任手当の月額決定又は改定すること。

ハ 第十条第一項の規定による給与条例第十一条の八第一項又は第三項の職員たる要件を具備しているかどうか等を確認すること。

ニ 同条第二項の規定による配偶者等との別居の状況等を証明するに足る書類の提出を求めること。

五 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年宮城県条例第四十八号）第五条の規定による通勤に係る費用弁償の額の決定又は改定すること。

（報告の徴収）

第三条 この規則により委任する事務について、監査委員において必要があると認める場合は、報告を徴し、又は必要な指示をすることができる。

二 監査委員は、特に必要があると認めるときは、この規則に基づき委任する事務を自ら処理することがある。この場合において、監査委員は、あらかじめ、その旨告示する。

附 則

(施行期日)

一 この規則は、令和五年八月一日から施行する。

(経過措置)

二 この規則施行の際、監査委員に対して行った届出その他の行為及び監査委員がした認定その他の行為は、総務事務管理課長に対して行った届出その他の行為及び総務事務管理課長がした認定その他の行為とみなす。